

巨額税務裁判で国税側敗訴

真相深層

合法的な節税か不当な租税回避行為か。大型の税務訴訟が相次ぐなか、約4千億円の申告漏れを指摘された日本IBMと国税当局が争った裁判で東京地裁は9日、IBM勝訴の判決を出した。自社株売買で発生した帳簿上の赤字を使った仕組みで、専門家の間では国税側の勝利を予想する声が多かった。なぜ意外的な結果になったのか。

機敏な本社判断

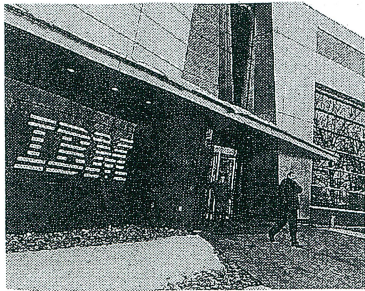
「もう弁護士が出てきたのか」。2008年、日本IBMの本格調査に入った東京国税局の担当者戸惑った。通常は企業の経理部が対応するが、IBMは弁護士立ち会いという先手を打ってきたからだ。提出する証拠を厳選し、「調査手続きに違法な部分がないかチェックしてきた」(国税関係者)という。

機敏な対応は、米IBM

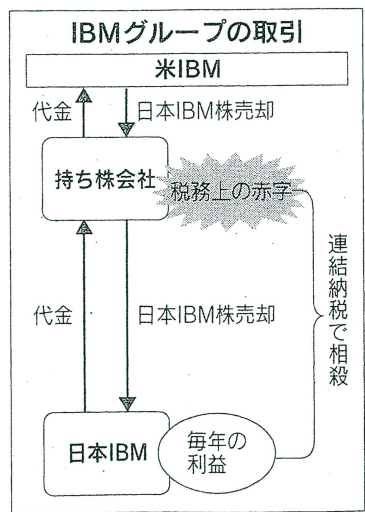
IBMの訴訟防衛崩せず

M本社の判断だった。実の取引で税務上、約40億円の赤字に上る帳簿上のIBMの経営陣に、大手法律事務所の名前を挙げ、IBMはこの持ち株会社ですぐ依頼するように指示。日本屈指の税務弁護士まで名指ししてきた。当時を知るIBM関係者は「はじめから訴訟を見据えた対応を徹底していた」と明かす。

今回焦点となったのは、日本IBMが国内の持ち株会社を通じて米本社から大量の自社株を買った取引だ。自社株買いを使った節税策は、もとも中小経営者向けに考案されたものだ。持ち株会社には、一連



訴訟対応は米IBMが主導した(米国の本社)＝AP



米当局も対応鈍く

判決ではIBMが国税に提出した証拠を絞った効果が表れた。「不合理とまでは断定できない」「事業上の目的がない」とも言いがたい。国税側の主張を退ける言葉が続く。税務に詳しい鳥飼重和弁護士は「租税回避を裏付ける証拠が不足していたのが国税側の敗因」と指摘する。

IBMは多国籍企業のなかでは法令順守に比較的厳格といわれるが、一方で「法律に反しない範囲なら最大限にメリットを追求する」(IBM関係者)。今回の節税手法は、今では法改正で使え

せめぎ合う利害

国税当局には、国境の壁も立ちほだかった。海外に調査権限が及ばないため、米国の内国歳入庁(IRS)に協力を要請したがその後、IRSから送られてきた資料に目ぼしいものはなかったという。ある国税幹部は「IBMの米国本社には大量の資料があったはず。IRSの動きは鈍く、調査が徹底されたとは感じられなかった」と話す。

取引当時の米ブッシュ政権は国内企業に税制優遇を与えて、企業の持つ海外資産を還流させる施策を進めていた。国税内(八十島綾平、植松正史)

部からは「主役級の米国企業への日本からの巨額課税には、当時のIRSとしても消極的になったのかもしれない」との声も漏れた。現在、グローバル企業への課税を巡る環境は大きく変化している。米アップルやグーグルのような多国籍企業の節税策に市民の厳しい視線が集まり、経済協力開発機構(OECD)も対策に乗り出している。各国当局の協力体制はここ数年でかなり強まってきたが、対策は後手に回りがちだ。国側は22日、今回の判決を不服として控訴した。グローバル企業は株主利益を最大化しようと各国のルールを細かく分析して税コスト削減を目指している。税務当局は摘発に懸念だが、ルールを組み合わせた節税行為は違法とまでは言いにくいのも事実だろう。